

1 5 知多事務所管理主事との話し合い結果

1 1 月 6 日 (金) 17:00 知多教育事務所

知多事務所 伊藤 守管理主事 知教労 佐田 京美委員長・岡崎 良久書記長・岡田 康副委員長

1 定期人事異動の方針について

(知教労) 例年通り「希望と納得」の人事という方向は変わらないか。

(管理主事) 昨年同様の方法で進んでいきたい。

(知教労) 不当労働行為および思想信条による昇任人事がないようにすることはどうか。

(管理主事) 当然のことである。

(知教労) 希望カードを第5希望まで書くことは強制か。

(管理主事) 昨年度も強制はしていない。ただ、書かなくてもよいとは言えない。5つ書いた人と3つ書いた人がいれば不公平だ。どうしても書けない状況があるなら、校長とよく状況を話してもらいたい。面談で実情を伝えてもらう。記入した希望に入らない場合は相談させていただく。

(知教労) 第5希望に入らない場合もあるのか。

(管理主事) あり得る。内々示ということはないが、事前に相談をさせていただく。

(知教労) 校長が事前相談を丁寧にするという保障は。

(管理主事) 所長の方から職員と丁寧話をさせていただくように管内校長会で依頼をした。

(知教労) 市町によって勤務条件に大きな差があることが、希望の偏りに繋がっている。

(管理主事) 市町のことは市町に任せるしかない。

(知教労) 通勤時間で、昨年度1時間30分以内は、公共交通機関を利用した場合という確認は。

(管理主事) 県の方針でそのことは確認した、だが、知多は特殊な地域もあるので、近いのに(公共交通機関を使うと)辿り着けない場合もある。

(知教労) 転任人事に部活動を条件に入れるのか。

(管理主事) 異動は教科で決める。要望はあるかもしれないが、大切なことは教科である。

(知教労) 再任用は希望者全員が就けるのか。

(管理主事) 今年度の実績では、希望者全員が就けている。断られたという事例は聞いていない。フルは全部フル、ハーフは全部ハーフで任用されている。

(知教労) ハーフの場合、学校によって仕事の軽重に差があり、テスト作成や成績をつける作業で契約の時間を上回っているという苦情を聞く。

(管理主事) 教員全体の問題ではないか。テストを作るのも、成績をつけるのも教諭としての仕事だ。

(知教労) しかし、例えば週で〇〇時間と契約しているなら、実質それ以上の仕事を振るのは違反だ。

(管理主事) 各学校の校長に対処してもらえない。本人の希望を事前に相談してもらいたい。

(知教労) 非常勤講師ならばどうなのか。

(管理主事) 非常勤講師は、授業の時間で契約している。それ以外を持たせることは無いはずだ。

(知教労) 人事異動は県の方針に基づき公正にしてほしい。

(管理主事) 県の方針に基づき、知教協の方針で行っていきたい。

2 昇任人事・管理職人事について

(知教労) 管理職人事で、校務・教務の人事を特別扱いにすることは、人事を複雑化させている。県に問い合わせても校務・教務の人事について別に考える規定は出てこない。

(管理主事) 自分も知らない。このことは管理運営事項であるので、要望があることを伺っておく。

(知教労) 校務・教務の人事も労働条件に影響は出てくる。校務・教務はあくまでも管理職ではない。それなのに命令口調や、長幼の立場を無視するなどのケースも見られ、パワハラとも取られかねない。きちんと教育的な指導をすべきだ。

(管理主事) それはあるように思う。あくまでも教諭として考えていくべきだ。

(知教労) 管理主事が、特定の大学の同窓会の年次会などの学園の宴席に参加すべきではない。

(管理主事) 伺っておく。

(知教労) それらの団体からの昇任人事に関する名簿などを受け取ることもあってはならない。

(管理主事) 見ていない。

(知教労) 以前、情報公開で市町(教育委員会)の方からの管理職登載順位があった。そのようなものも参考にすべきではない。

(管理主事) あくまでも事務所主導で行う。

3 労働安全衛生体制の確立について

(知教労) 労働時間について、各学校や市町の現状を捉えているのか。

(管理主事) 事務所としては掴んでいない。

(知教労) 100時間を越える超過勤務をしている者が半田市や東海市の中学校で数多くいる。労働時間の軽減を進めてもらいたい。

(管理主事) 機会のあるごとに伝えている。

(知教労) 業務の削減も課題だ。包括的労働時間について、どのように考えているのか。

(管理主事) 校長が認めたものについては、すべて割振り対象であるが、校務分掌に基づいて自主的に行う業務についてまでは認められない。

(知教労) 部活動も業務としてやっている。

(管理主事) 県としての立場では、それは割振りの対象とは認められない。

(知教労) 最高裁の判決として包括的業務命令は確定している。どのように認識しているのか。

(管理主事) 包括的業務命令として、校務分掌で任された仕事も業務であるということは判決として確定した。しかし、その業務をすべて割振り対象として認めてはいないということが県の立場だ。

(知教労) 交通立哨や職員会や学年会などの諸会議、生徒指導などは割振り対象ということか。

(管理主事) 校長が具体的に命令したこと、認めるものはすべてそうだ。

